

千葉大学大学院専門法務研究科 学位授与の方針 専門職学位課程 (法科大学院の課程)

千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）は、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家を養成するという理念に基づいて、1. に掲げる能力および資質等を修得していることを、2. で示す方法で確認し、修了の認定を行い、法務博士（専門職）の学位を授与します。

1. 修得する能力・資質等

- ① 自由・自立の精神 「理論と実務の架橋」を重視し、法曹養成のための教育内容を高い学問的水準において修得していること。法曹の専門領域における職業的倫理を身につけていること。
- ② 地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい 「理論と実務の架橋」を重視し、グローバルな視点や地域の視点から社会の持続的かつ包摂的発展に寄与する高度で専門的な知識と実務能力を修得していること。
- ③ 専門的な知識・技術・技能 高度専門職業人である法曹として要求される、高い学問的水準の法的知識・能力を修得していること。
- ④ 高い問題解決能力 法曹の専門領域で求められる推論能力や説得力により、高い倫理観のもとで協調性を持って職能を主体的に発揮することができること。
- ⑤ 上記の「理論と実務の架橋」の観点から、法曹となろうとする者に必要となる専門的学識とその応用能力を修得していること。それを前提とした実務の基礎的素養（上記の法曹の専門領域における職業的倫理を含む）、弁論能力等を修得していること。とりわけ、かかる応用能力のうち、上記の「高い問題解決能力」を具体化するために必要となる論述能力を修得していること。

2. 修得した能力・資質の判定方法

- ① 所定の修業年限以上在学したこと。
- ② 上記目標を達成するために編成されたカリキュラムに沿った教育を受け、各学年次において、進級に関して定められた所定の単位数を修得し、最終的に課程修了に必要な所定の単位を修得したこと。
- ③ なお、1年次については、進級要件として、共通到達度確認試験を踏まえて設定された水準の成績を収めていること。